

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書の訂正報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2026年4月10日

**【会社名】** 株式会社マネーフォワード

**【英訳名】** Money Forward, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長グループCEO 辻 庸介

**【本店の所在の場所】** 東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21階

**【電話番号】** 03-6453-9160 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員グループCAO 松岡 俊

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21階

**【電話番号】** 03-6453-9160 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員グループCAO 松岡 俊

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年1月14日開催の当社取締役会において譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行う方針であることを決議したため、同日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書を提出し、また、2026年3月16日付の当社取締役会において、当該方針に従い、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことについて決議し、2026年1月14日開催の取締役会決議において未確定であった事項が決定されたため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき本臨時報告書の訂正報告書（以下「提出済訂正臨時報告書」といいます。）を提出いたしました。

2026年3月16日開催の当社取締役会において決議された発行する株式の数は130,710株でしたが、割当予定であった者のうち割当を辞退した2名に割当予定の795株については、失権したものととして新株式の発行を行っておらず、提出済訂正臨時報告書の記載事項の一部に変更がありましたので、これを訂正するために金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、提出済訂正臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### (1) 本新株式発行の概要

(訂正前)

銘柄	株式会社マネーフォワード株式
種類	普通株式
株式の内容	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株
発行数	130,710株
発行価額	3,216円
発行価額の総額	420,363,360円
資本組入額	1,608円
資本組入額の総額	210,181,680円

(訂正後)

銘柄	株式会社マネーフォワード株式
種類	普通株式
株式の内容	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株
発行数	129,915株
発行価額	3,216円
発行価額の総額	417,806,640円
資本組入額	1,608円
資本組入額の総額	208,903,320円

### (2) 本割当株式の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

割当対象者	人数	割当株式数
当社の使用人	148名	93,015株
当社子会社の取締役	7名	6,780株
当社子会社の使用人	57名	30,915株

(訂正後)

割当対象者	人数	割当株式数
当社の使用人	147名	92,535株
当社子会社の取締役	7名	6,780株
当社子会社の使用人	56名	30,600株

(4) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(訂正前)

当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。そのため、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

なお、本新株式発行は、下表の譲渡制限期間に係る3種類のプランの譲渡制限付株式報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬」、「譲渡制限付株式報酬」、及び「譲渡制限付株式報酬」という。）として、割当予定先である当社の使用人148名並びに当社子会社の取締役7名及び使用人57名（以下、「割当対象者」という。）に対して、当社が支給する金銭報酬債権合計420,363,360円の全部を、割当対象者が現物出資の方法によって当社に対し給付することにより行われる予定です。

(訂正後)

当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。そのため、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

なお、本新株式発行は、下表の譲渡制限期間に係る3種類のプランの譲渡制限付株式報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬」、「譲渡制限付株式報酬」、及び「譲渡制限付株式報酬」という。）として、割当先である当社の使用人147名並びに当社子会社の取締役7名及び使用人56名（以下、「割当対象者」という。）に対して、当社が支給する金銭報酬債権合計417,806,640円の全部を、割当対象者が現物出資の方法によって当社に対し給付することにより行います。